

熊 本 県 屋 外 広 告 物 条 例 の 運 用 指 針

令和7年3月10日改訂

1 条例の目的等

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下「広告物」という。）及び屋外広告業（広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。以下同じ。）について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(広告物のあり方)

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持するものであるとともに、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(1) 屋外広告物の定義

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

①「常時又は一定の期間継続して」とは1日1時間でもそれが継続して掲出されれば該当する。

②「屋外」とは物件の設置されている場所が屋外かどうかであって、屋外から見えるという意味ではない。

また、アーケード街等に物件を設置する場合、設置する場所が法令等により道路として認められていれば屋外である。

③「公衆」とは不特定多数人をいう。例えば野球場内、遊園地内、駅のホーム等で特定の人々（入場者等）のみにしか見えない方法で表示されたものは屋外広告物には該当しない。

④「その他の工作物等」とは、元来、広告物の表示又は掲出の目的をもたないもの、例えば煙突、塀のようなものをいう。また、「等」とは工作物とは称しえないもの例えば岩石、樹木等を利用したものを包含するための表現である。

⑤「これらに類するもの」とは、広告物は今後いかなる形式で現れるか予測できないので、そのようなものを含めようとするものである。

〈屋外広告物に該当するものの例〉

- ・ 建築物の外壁、塀等における絵画、イラスト等の表示で広告としてのイメージを表するもの（商標等一般的に商品又は商店等のマークとして認識されるもの）
- ・ 日よけに表示した文字、絵画等で広告としてのイメージを表すもの
- ・ 鉄道の乗客を対象とするもので鉄道用地外、もしくは鉄道用地内であってホームに正対していないもの。
- ・ アーケード街で道路認定を受けているものに面して設置されるもの。
- ・ 電光ニュース板
- ・ 目的地への案内誘導標識

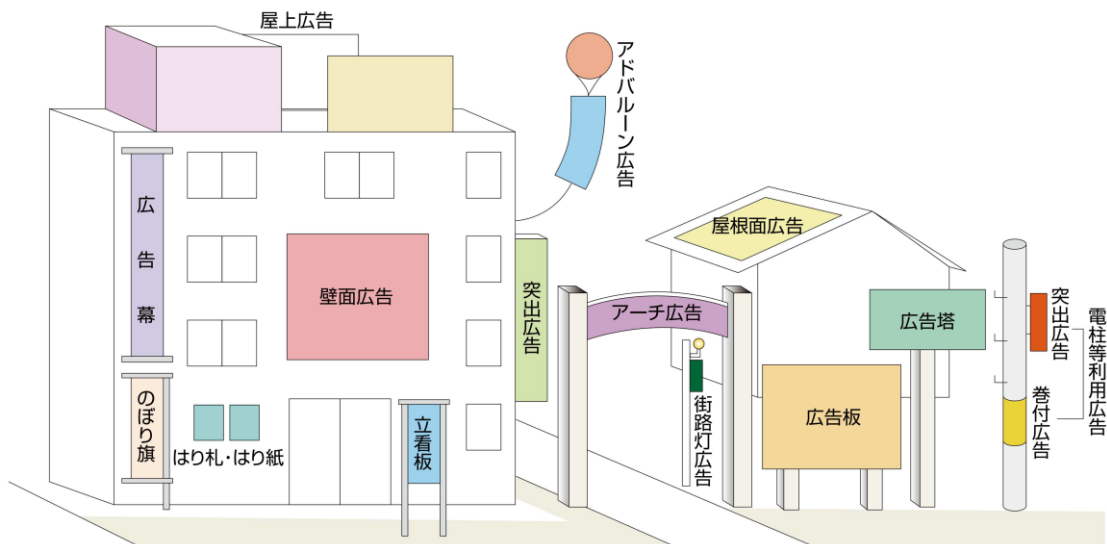
〈屋外広告物に該当しないものの例〉

- ・ 単に光を発光するもの（サーチライト、文字のない単一色の板への照明）
- ・ 建築物又は自動車のガラス等の内側から表示されたもの
- ・ 工場、野球場、遊園地内等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- ・ 音響広告
- ・ 街頭演説等の際ののぼり、旗等一時的でかつ、設置者の直接的な管理下にあるもの

(2) 広告物の種類と定義

広告物等の種類	定義
建植広告 (広告塔、広告板等)	耐久物で、土地に建てられ、又は建築物その他の物件に取り付けられたもの（建築物等と構造上別個独立して存立が可能なもの）
屋上広告	建築物の屋上又は屋上構造物に設置され、又は表示されるもの
壁面広告	耐久物で、建築物の壁面に設置されたもの又は建築物の壁面を利用して表示されたもの
屋根面広告	耐久物で、建築物の屋根面に設置されたもの又は建築物の屋根面を利用して表示されたもの
街路灯広告	耐久物で、街路灯に設置されたもの
標識等利用広告	耐久物で、バス停留所、消火栓の標識等に設置されたもの
アーチ広告	耐久物で、アーチ部分に設置されたもの
塀、垣広告	耐久物で、塀、垣に設置されたもの又は塀、垣を利用して表示されたもの
突出広告	耐久物で、壁面等に突出して設置されたもの
電柱等利用広告	耐久物で、電柱に取り付けられ、又は巻き付けられたもの
はり紙	紙等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物に貼り付けられたもの
はり札等	容易に取り外すことができる状態で工作物などに取り付けられているはり札その他これに類する広告物。概ね、ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものをはり、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接塗装・印刷をして、工作物等にひも、針金等でつるし、又はくくりつける等容易に取り外すことができる状態で取り付けられているようなもの。
立看板等	容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件。 ・木、ビニールパイプなどの枠に紙張り等をした立看板 ・ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものを張り、又は直接塗装、印刷した立看板 ・立看板に類似の形状で、屋外広告物となるパンフレットやチラシ等を掲出する物件 ・いわゆるベンチに直接塗装、印刷する等により広告物を表示した掲出物件
広告旗	広告の用に供するいわゆるのぼり旗で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物に取り付けられているもの。 また、これを支える台についても、容易に移動させ、又は取り外すことができるものについても対象となる。
広告幕	布、ビニール等に表示し、建築物その他の物件に懸垂され、又は添架されるもの
アドバルーン	気球等を利用して、表示し、又は設置するもの

【参考】主な広告物のイメージ



(3) 目的

屋外広告物規制は①美観風致の維持②公衆に対する危害の防止、という視点からのみ行われるものである。しかしながら、この規制に関係なく、表示する広告の内容について広告主あるいは屋外広告業者は職業倫理の上から適切な配慮を行わなければならない。

「公衆に対する危害」とは単に屋外広告物又は屋外広告物を表示若しくは掲出する物件の設置管理の手落ち等により生ずる倒壊等の物理的現象による直接的な危害のみならず、屋外広告物又は屋外広告物を表示若しくは掲出する物件の設置により信号機、道路標識の妨害等によって生じる危害もふくまれる。

2 規制地域、物件

(禁止地域等)

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域又は特別緑地保全地区(知事が指定する区域を除く。)
- (1)の2 景観法(平成16年法律第110号)第8条第2項第1号に規定する景観計画区域(市町村である景観行政団体が定めたものに限る。)のうち、知事が指定する区域
- (1)の3 景観法第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域
- (1)の4 景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例(第5条第1項第1号の3において「地区計画等形態意匠条例」という。)により制限を受ける地域で、知事が指定する区域
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物並びにこれらの周囲で知事が指定する地域
- (3) 熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項の規定により指定された建造物及び同条例第35条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物並びにこれらの周囲で知事が指定する地域
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域(知事が指定する区域を除く。)
- (5) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第22条第1項の規定より指定された自然環境保全地域(知事が指定する区域を除く。)
- (6) 熊本県自然環境保全条例(昭和48年熊本県条例第50号)第11条第1項の規定により指定された自然環境保全地域(知事が指定する区域を除く。)
- (7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項又は第2項の規定により指定された国立公園又は国定公園の区域(知事が指定する区域を除く。)
- (8) 熊本県立自然公園条例(昭和33年熊本県条例第45号)第14条第1項の規定により指定された特別地域(知事が指定する区域を除く。)
- (9) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域
- (10) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (11) 熊本県景観計画(熊本県景観条例(昭和62年熊本県条例第7号)第6条に規定する景観計画をいう。以下同じ。)で定められた景観形成地域のうち、知事が指定する区域
- (12) 道路、鉄道、軌道及び索道(建設中のこれらのものを含む。)並びにこれらから展望することができる地域で、知事が指定する区域
- (13) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの附近の地域で、知事が指定する区域
- (14) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの附近の地域で、知事が指定する区域
- (15) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- (16) 古墳、墓地並びに社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域

(禁止物件)

第4条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 石垣及び擁壁の類
 - (3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹
 - (4) 信号機、道路標識、歩道さく、こま止めその他これらに類するもの及び里程標の類
 - (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で、知事が指定するもの
 - (6) 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
 - (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
 - (8) 送電塔、送受信塔及び照明灯
 - (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
 - (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
 - (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- 2 電柱、街灯柱その他電柱の類(前項第5号に該当するものを除く。)には、次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- (1) はり紙
 - (2) はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。第6条第2項第9号において同じ。)
 - (3) 広告旗(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。第6条第2項第9号において同じ。)
 - (4) 立看板等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。第6条第2項第9号において同じ。)
- 3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

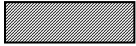
(許可地域等)

第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

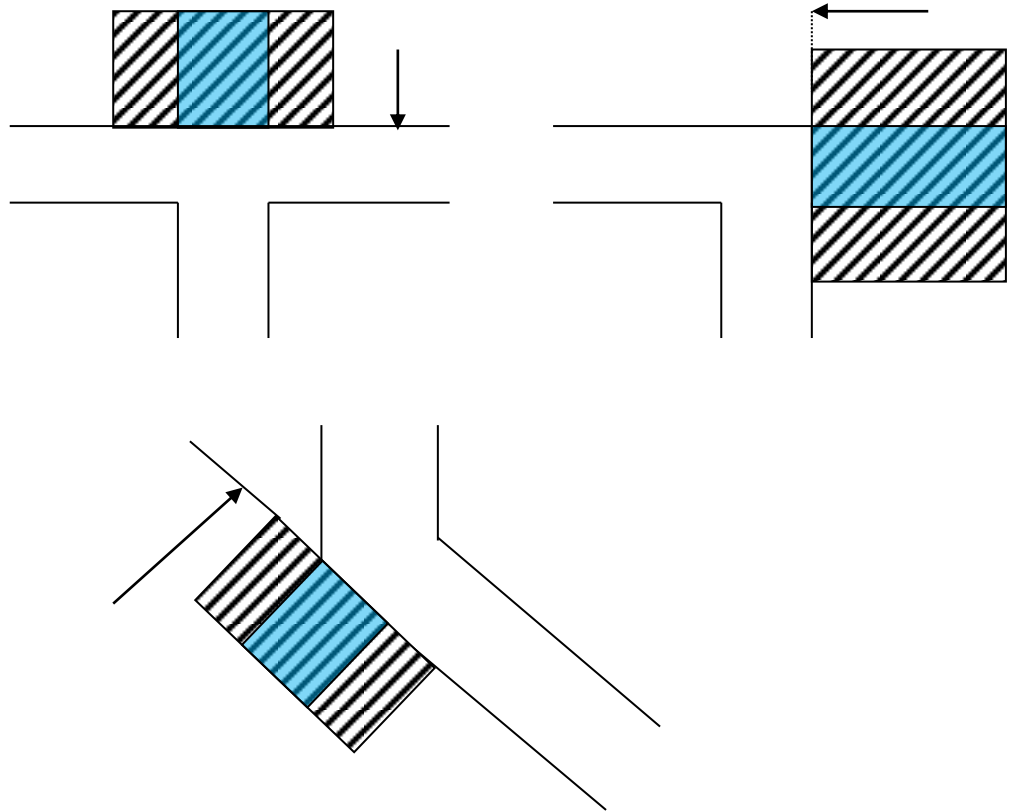
- (1) 第3条第1号及び第4号から第8号までに規定する知事が指定する区域
 - (1)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域(市町村である景観行政団体が定めたものに限る。)のうち、知事が指定する区域
 - (1)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域で、知事が指定する区域
 - (2) 熊本県景観計画で定められた景観形成地域のうち、知事が指定する区域
 - (3) 道路、鉄道、軌道及び索道並びにこれらから展望することができる地域で、知事が指定する地域
 - (4) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの附近の地域で知事が指定する区域
 - (5) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの附近の地域で知事が指定する区域
- 2 前項各号に掲げる地域又は場所のほか、市及び次に掲げる町の区域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

下益城郡 美里町
玉名郡 長洲町
菊池郡 大津町、菊陽町
阿蘇郡 南小国町、小国町、高森町
上益城郡 御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
八代郡 氷川町
葦北郡 芦北町
球磨郡 錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町
天草郡 苓北町

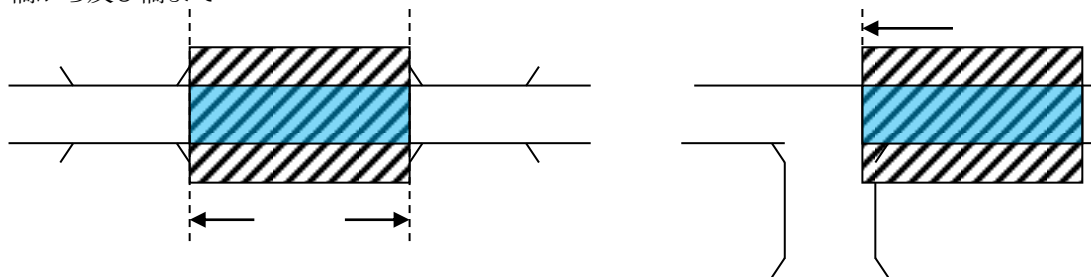
(1) 禁止及び許可地域の起終点の考え方

 は規制地域の範囲

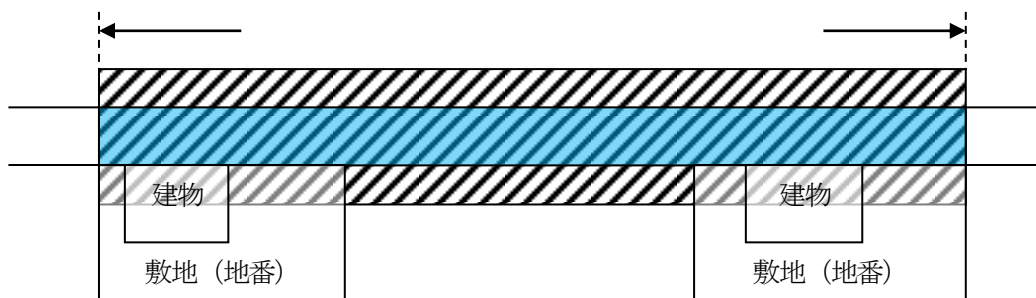
① 道路との交点



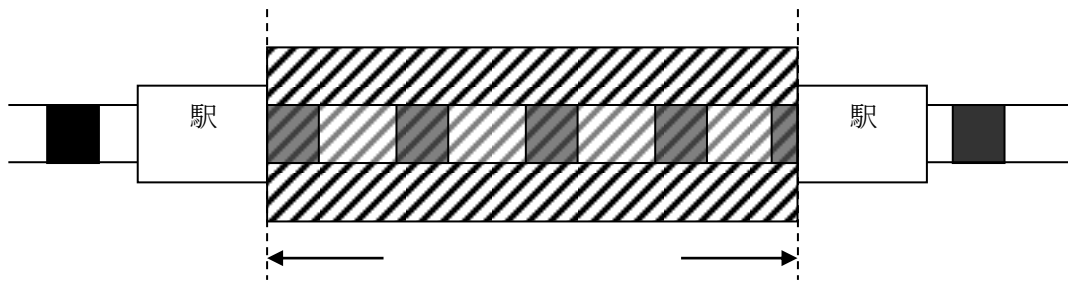
② 橋から及び橋まで



③ 建築物前から及び建築物前まで

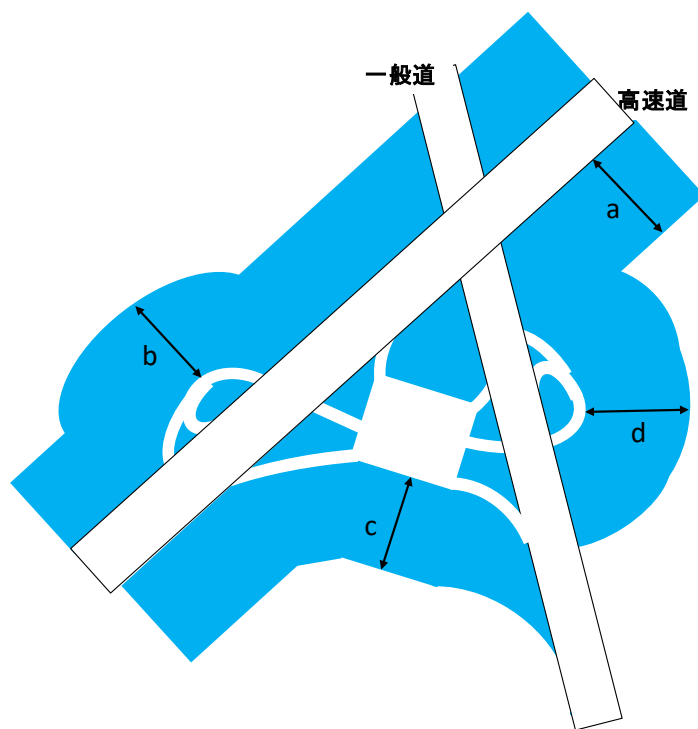


④ 駅から及び駅まで



(2) インターチェンジの取扱い

路端からの距離は、一般道路への取り付け道路の部分を含む



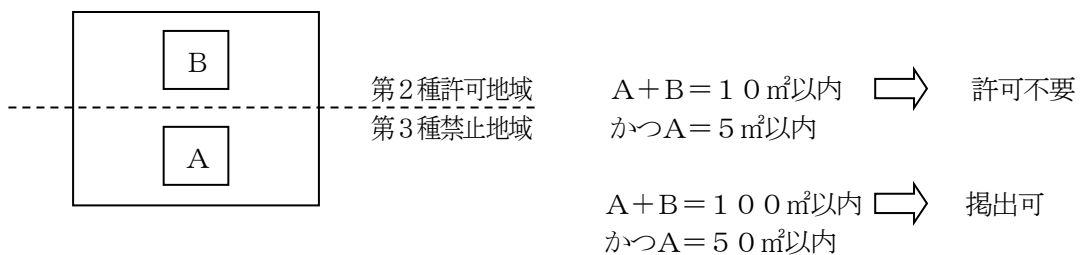
(例)
規制範囲は、a,b,c,d全て500m

(3) 1つの事業所の敷地が2つの地域にまたがる場合の取扱い

① 1事業所あたりの広告物の総量の基準

事業所全体の広告物の面積は、緩やかな方の基準を適用する。但し、厳しい方の地域内の広告物の面積は、厳しい方の基準の範囲内であること。

例)



② 個別基準

それぞれの地域ごとの基準を適用する。

但し、広告物が2つの地域にまたがって設置される場合は、厳しい方の地域の基準を適用する。

(4)「展望することができる地域」の解釈

自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合には、その地域は規制対象外とし、また、一方家屋連担等の人為的障害物により当該広告物自体は直接展望できないが広告物を含む一円の地域が展望できる場合にはその地域は規制対象とする。

3 適用除外

第6条

- (1) 屋外広告物は個人住宅の表札等までも含む、極めて広い範囲にわたっており、これら全てを規制の対象とすることは社会生活の実態からみて現実的ではない。そこで、社会生活上必要な最低限の広告物については、広告物の掲出目的、表示面積などの一定基準に適合する場合に限って禁止地域、禁止物件、許可地域の規定の全部又は一部の適用を除外するものである。

適用除外の項目		禁止地域等 (第3条)	禁止物件 (第4条)	許可地域等 (第5条)
適用除外の広告物				
第6条第1項	①法令の規定により表示する広告物等	掲出可能 許可不要 ただし、②については一定の規模のものは、要協議	掲出可能 許可不要 ただし、②については一定の規模のものは、要協議	掲出可能 許可不要 ただし、②については一定の規模のものは、要協議
	②国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物等			
	③公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件及び同法による政治活動のためのポスター			
	④公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、寄贈者名等を表示する広告物等で規則に定める基準に適合するもの			
第6条第2項	①自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物等で規則に定める基準に適合するもの	掲出可能 許可不要	掲出不可	掲出可能 許可不要
	②自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの			
	③冠婚葬祭又は祭礼等のため一時的に表示する広告物等			
	④講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物等			
	⑤電車又は自動車に表示される広告物で規則に定める基準に適合するもの			
	⑥自動車で他の都道府県知事の行う道路運送車両法に基づく登録を受けたものに当該都道府県知事の屋外広告物条例の規定に従って表示される広告物			
	⑦人、動物又は車両（電車又は自動車を除く）、船舶等に表示される広告物			
	⑧地方公共団体が設置する公共掲示板に当該公共団体の定めるところにより表示する広告物			
	⑨規則で定める営利を目的としない活動のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等及び広告幕で規則で定めるところにより知事に届け出たもの			
	⑩工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物			
第6条第3項	①石垣及び擁壁の類、送電塔、送受信塔及び照明燈、煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類の物件に所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの	掲出可能 許可不要	掲出可能	掲出可能 許可不要
	②所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物			
	③前2号に掲げる広告物を掲出する物件			

第6条第4項	①自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で第2項第1号に掲げるもの以外のもの	掲出可能 要許可	掲出不可	掲出可能 要許可
	②道標、案内図板その他公共目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物等			

(2) 禁止地域、禁止物件、許可地域に表示又は設置することができる広告物等（第6条第1項）

この項に該当する屋外広告物は禁止物件の規定の適用も除外されるが、信号機、道路標識、歩道さく、電柱等の道路上の工作物については、道路法、道路交通法による道路占用（2次占用）・道路使用の許可が必要となる。また、当該物件が他人の所有である場合は、当然その所有者の承諾が必要である。

①他の法令の規定により表示する広告物等

【参考】

法令の規定条項	規定内容
(1) 文化財保護法 第115条第1項	史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等
(2) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 第4条	保存樹又は保存樹木の表示の標識
(3) 道路法 第45条第1項	道路標識の設置
(4) 道路法第47条の4	通行の禁止又は制限の場合における道路標識
(5) 道路法第48条の5第2項	自動車専用道路の入口その他必要な場所の通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識
(6) 建築基準法 第89条第1項	一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示
(7) 建設業法 第40条	建設工事の現場等への標識の掲示
(8) 都市緑地法 第7条及び第13条	緑地保全地域又は特別緑地保全地区の標識
(9) 生産緑地法 第6条	生産緑地地区の標識
(10) 危険物の規制に関する規則 第28条の2の5 第1項第1号	ガソリンスタンド「セルフ」表示
(11) 駐車場法施行令 第17条	駐車場法第12条で定める路外駐車場（自動車の駐車に供する面積が500㎡以上）の供用時間及び駐車料金の額の明示

②国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物等

- ・官公署の建造物及びその敷地に表示又は設置される広告物であっても、1物件につき表示面積が、10平方メートルを超えるものについては協議が必要である。（規則第6条第1項）
- ・「地方公共団体」には公共的団体（〇〇〇〇協会、〇〇〇〇協議会等）、地方公共団体が出資している財団、社団等を含まない。

③公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又は同法による政治活動のためのポスター

〔関連通達（昭和55年7月21日計第633号土木部長通達）〕

○熊本県屋外広告物条例の運用について（通達）

熊本県屋外広告物条例（昭和39年条例第66号）第6条第1項第3号の規定に係る適用除外の広告物及びこれに関連する広告物については、今後下記のとおり取り扱うこととしたので遺憾のないよう処理されたい。

記

- 1 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定に基づき掲出されるポスター・立看板等については、熊本県屋外広告物条例（昭和39年条例第66号）第6条第1項第3号の規定に該当し適用除外として取り扱うこと。

ただし、選挙期間の終了後は一般の広告物として取り扱うこと。

- 2 漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づく海区漁業調整委員会委員、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の規定に基づく農業委員会委員の選挙については、公職選挙法の一部を準用するがこれらの選挙については、公職選挙法第143条のポスター・立看板等の規制に関する条項を準用しないので一般の広告物として取り扱うこと。

ただし、許可期間については、立候補の届け出のあった日から投票の日までとすること。

- 3 時局講演会（これに類するものを含む。）の開催に伴うポスター・立看板等については、一般の広告物として取り扱うこと。

ただし、手数料については、熊本県手数料条例第2条第487号の規定による政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届け出を経た団体についてのみ免除する。

④公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、寄贈者名等を表示する広告物等で規則に定める基準に適合するもの。 奉仕広告

・「知事が指定するもの」とは、道標、案内図板、公共掲示板、防犯灯、公園内のベンチ及びくずかご、をいう。

・「規則に定める基準」とは、下記の要件を満たすものをいう。

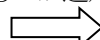
ア) 寄贈者名等の表示面積は、0.5㎡以内とし、かつ、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の投影面積の20分の1以内とする。

イ) 当該施設又は物件の効用を妨げないこととし、かつ、寄贈者名等の表示は1件につき1個とする。

(3) 禁止地域及び許可地域に許可を受けずに表示又は設置できる広告物等（第6条第2項）

- ①自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物等  自家用広告物

自家用広告物で規則別表第2（規則第7条第2項）に定める基準以内のものが適用除外の対象となる。

- ②自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等  管理用広告物

〇〇建設予定地、〇〇会社所有地、立入禁止等管理上の必要から規則別表2（規則第7条第2項）に定める基準内のものが適用除外の対象である。

別表第2

規制区域区分	自家用広告物	管理用広告物
第1種禁止地域	表示面積の合計は、1事業所等につき2平方メートル以内とする。	表示面積の合計は、1団の土地又は1物件につき1平方メートル以内とする。
第2種禁止地域 第3種禁止地域	表示面積の合計は、1事業所等につき5平方メートル以内とする。	
第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	表示面積の合計は、1事業所等につき10平方メートル以内とする。	表示面積の合計は、1団の土地又は1物件につき3平方メートル以内とする。

備考 この表に掲げる基準のほか、広告物等の種類に応じて規則別表第6の基準を満たすものであること。

○自家用広告物の表示面積

- ア) 1つの事業所又は営業所における広告物の総表示面積をいう。従って、同一事業者が数個の広告物を表示又は設置しているときは、各々の表示面積を合計したものである。
- イ) テナントビル等のテナント名の集合表示の広告物は、表示された各々のテナントの表示面積が規則別表第2の基準の範囲内である時は適用除外として取り扱う。但し、広告物等の種類に応じて規則別表第6の基準を満たすものでなければならない。

4 F	4	4 F	4
3 F	3	3 F	3
2 F	2	2 F	2
1 F	1	1 F	1
B F	B	B F	B

- ・ 4 Fのテナントが適用除外の総量を超える場合は当該広告物の許可を必要とする。
- ・ 個別基準の判断は、4, 3, 2, 1, Bを合計した突出広告全体で基準を満たしているかどうかを判断する。

- ウ) 1営業所の敷地が2つの規制区域に分かれている場合は、適用除外となる総表示面積は厳しい区域の基準を適用する。

③冠婚葬祭又は祭礼等のため一時的に表示する広告物等

冠婚葬祭、祭礼等において、慣例に従って表示するもの。例えば祭りちょうちん等。

④講演会、展覧会、音楽会等のために掲出する広告物等

講演会、展覧会、音楽会等のために下記の要件に適合するもの。

ア) 会場の敷地内に掲出するものであること。

イ) 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項を表示するものであること。

⑤電車又は自動車の車体に表示する広告物

電車及び自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物であること。

⑥道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が他の都道府県、指定都市、中核市の存するものに表示される広告物であって、当該等道府県、指定都市、中核市の屋外広告物条例の規定に従って表示される広告物

- ・ 他県ナンバーのバス、トラック等に表示された広告物

⑦人、動物又は車両（電車又は自動車を除く）、船舶等に表示される広告物

- ・ サンドイッチマン、チンドン屋等が表示する広告物、原動機付自転車、自転車等に表示する広告物

⑧地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

⑨非営利広告物

下記に定める営利を目的としない活動のために表示するはり紙、はり札、広告旗、立看板、及び広告幕で、知事に届け出たもの。

ア) 次に掲げるいずれかの事項を表示するためのものであること。

イ 収益を目的としない宣伝、集会、行事、催物等

ロ 政治活動、宗教活動又は労働運動のために行う宣伝、集会、行事、催物等

イ) 表示期間が30日以内であること。但し、行事や催物等についてはその開催期日まで。

ウ) 表示面積がはり紙及びはり札にあつては1平方メートル以下、広告旗及び立看板にあつては2平方メートル以下、広告幕にあつては20平方メートル以下であること。

エ) 広告面又は見やすい箇所に表示者名又は連絡先及び表示期間を明記してあること。

〈営利を目的としない活動のために表示するものの例〉

- ・ 芸能ショー及びプロのスポーツ興業等で開催目的がチャリティーショー（収益を社会福祉事業等に使用することが明示されたもの）である場合の広告。
- ・ 自治会等が行うバザー（慈善市）の広告。

- ・迷い犬等の広告。
 - ・「ゴミを捨てるな」等や民家のへい等に表示する「小便するな」「はり紙するな」等の広告。
- ⑩工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物
当該工事期間中に限り表示されるもので、かつ、宣伝の用に供されないもの。
- (4) 禁止物件に表示できる広告物等（第6条第3項）
- ①所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物等。
- ア) 石垣及び擁壁の類、送電塔、送受信塔及び照明灯、煙突及びガスタンク、水道タンクの類に表示されたものであること。
- イ) 表示面積の合計が1物件につき5平方メートル以内（第1種禁止地域にあつては2平方メートル以内）であること。
- ②所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物。
- 石垣及び擁壁の類、送電塔、送受信塔及び照明灯、煙突及びガスタンク、水道タンクの類に表示されたものであること。
- (5) 禁止地域に許可を受けて表示又は設置できる広告物等（第6条第4項）
- ①自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物等で第6条第2項第1号に掲げるもの以外。
- ・規則別表第4に規定するものが適用除外である。

別表第4

規制地域区分	基 準
第1種禁止地域	表示面積の合計は、1事業所等につき10平方メートル以内とする。ただし、1表示面の面積は、5平方メートル以内とする。
第2種禁止地域	表示面積の合計は、1事業所等につき15平方メートル以内とする。
第3種禁止地域	表示面積の合計は、1事業所等につき50平方メートル以内とする。ただし、これにより難しい場合は、熊本県景観・屋外広告物審議会の議を経て知事が別に定める基準による。

この表に掲げる基準のほか、広告物等の種類に応じて規則別表第6の基準を満たすものであること。

②道標、案内図板その他公共目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物等。

・規則別表第4に規定するものが適用除外である。

別表第4

規制地域区分	道標、案内図板等 (電柱等を利用するものを除く)	電柱等を利用する 道標、案内図板等
第1種禁止地域	1 表示面積の合計は、1物件につき1平方メートル以内とする。 2 高さは、3メートル以下とする。	表示又は掲出できない。
第2種禁止地域	1 道標 イ 表示面積の合計は、1物件につき2平方メートル（2つの事業所等が共同で設置する場合は3平方メートル、3つ以上の事業所等が共同で設置する場合は5平方メートル）以内とする。 ロ 高さは、5メートル以下とする。	表示又は掲出できない。
第3種禁止地域	2 案内図板 イ 表示面積の合計は、1物件につき5平方メートル以内とする。 ロ 高さは、5メートル以下とする。	近隣の施設又は事業所等に誘導するものであること。

この表に掲げる基準のほか、広告物等の種類に応じて規則別表第6の基準を満たすものであること。

〔関連通達（昭和61年9月22日都計第738号土木部長通達）〕

○道標及び案内図板の運用について（通達）

このことについては、昭和61年10月1日付け熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則が改正されることになり、今後、道標及び案内図板については下記のとおり取り扱うこととしたので、遺憾のないように処理されたい。

記

1 道標及び案内図板とは次に掲げるものとする。

(1) 道標

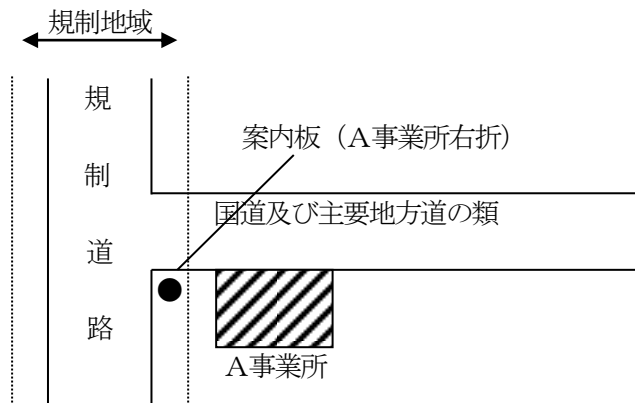
- イ 事業所が道路に面していない場合に自己の事業所への入口を表示するために設置する入口案内
ただし、当該事業所への道路が専ら当該事業所及び周辺住民によって利用されている場合に限るものとし、別図のような場合は入口案内としては取り扱わないものとする。
- ロ 不特定多数が利用する観光地等への誘導案内
名所旧跡、交通機関、レジャー施設等への案内で利用者の便益から主要分岐点を表示することが特に必要と認められる場合に限るものとする。

(2) 案内図板

町内案内板、観光案内図板の類で特定の地域を包括的に表示する総合案内

- 2 表示内容は、案内のために必要な文言、記号、図表に限るものとし、商品宣伝や営業内容を表示するものは、道標及び案内図板としては取り扱わないものとする。
- 3 設置数は必要最小限度とする
 - イ) 入口案内については、1事業所1個を原則とし、土地の状況等によりやむを得ない場合に限り1事業所2個まで許可することができるものとする。
 - ロ) 誘導案内については、主要な分岐点を表示する場合に限るものとする。

別図



※本例の場合は入口案内としては取り扱わない。

③第3種禁止地域及び第4種禁止地域における電柱広告について

ア) 近隣の施設又は事業所の範囲

・近隣の範囲

誘導を目的とするものであり、隣接の地域振興局管内まで含めるものとする。

・施設又は事業所等

原則として地域振興局管内又は隣接の地域振興局管内にある施設又は事業所名とするが、上記の管内にある事業所が産する商品名等であれば事業所の代名詞と解し、事業所の所在地を入れることで掲出可とする。

イ) 表示又は掲出の方法

・掲出の方法

施設又は事業所等に誘導する経路で、誘導上必要な地点とする。

a) 同一路線に3ヵ所以内

b) 1ヵ所5本以内（連続して設置すること）

c) 1ヵ所の設置位置から次の設置位置までの間隔は、最低1km以上とする。

・表示内容

事業所名、所在地、距離、矢印

※道標としての機能を果たすような記載とする（事業所名のみは不可）。

※商品名も可とするが、事業所名及び所在地を記入することとする。

4 経過措置

(経過措置)

第7条 第3条第1号から第14号まで、第4条第1項第3号、第5号若しくは第11号又は第5条第1項各号若しくは第2項に該当する地域若しくは場所又は物件が指定又は決定（以下「指定等」という。）されたことにより新たに広告物を表示し、又は掲出物件を設置することについて禁止され、又は許可を要することとされた地域若しくは場所又は物件に当該指定等の際現に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件（以下「既存広告物等」という。）については、当該指定等の日から1年間（規則で定める堅ろうな既存広告物等にあつては、規則で定める期間）は、なお従前の例による。

2 既存広告物等について前項の期間内に許可の申請があった場合において、当該期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、第3条から第5条までの規定は、適用しない。

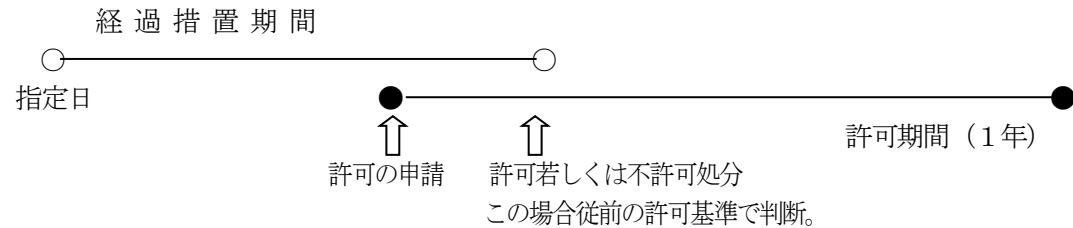
禁止地域、許可地域が新たに指定された場合、指定前に適法に表示等されていたもの（既存広告物等）を指定の時点から直ちに規制することは行政の安定性から好ましいことではなく、また実際のでもないため、新たな規制に円滑に移行できるよう経過措置期間を設けたものである。

(1) 経過措置期間は下記のとおりである。

- ア) 原則として 1年
イ) 堅ろうな広告物等（規則第8条）
禁止地域 3年
許可地域 7年

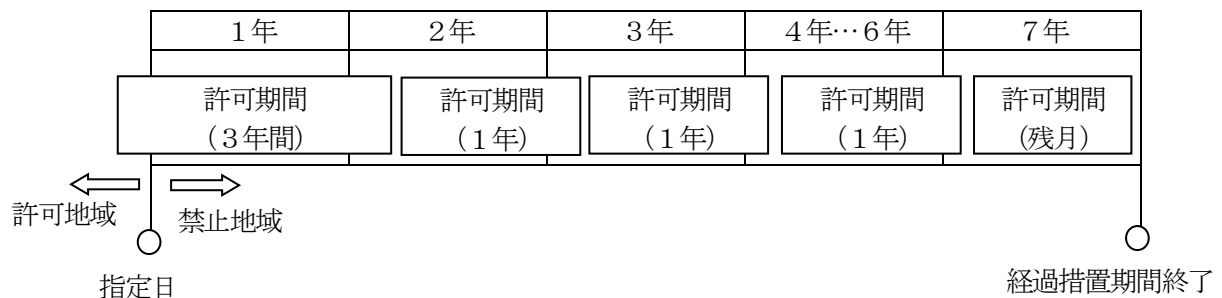
※堅ろうな広告物等⇒鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもので、かつ、建築主事の確認を受けたもの、又はこれに準じるものと知事が認めたもの。

(2) 経過措置期間内に既存広告物等の許可申請があった場合



- ・経過措置期間内に既存広告物等の許可申請があった場合は、従前の許可基準に基づき判断し、許可できるものについては、1年以内の期間で許可する。
- ・経過措置期間の取扱いについては、屋外広告物条例第7条において、新たに禁止地域に指定した場合等には、「現に、適法に表示されている広告物等については、当該指定の日から経過措置期間は、なお、従前の例による」と規定しており、指定前に許可を行った広告物の形状、面積、構造等の変更は認められない。

【参考】堅ろうな広告物等の場合（許可地域から禁止地域に指定。経過措置期間7年）



5 禁止広告物

(禁止広告物)

第8条 次の各号に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗装等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

- ・本条の規定は全ての広告物に共通する基準である。第6条の適用除外広告物であっても本条各号に該当する広告物は禁止される。例えば、自家用広告物や国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物についても適用される。
- ・この規定は、広告物の表示（設置）者に対するものであるが、屋外広告物の許可審査時に安全性などの判断を行う場合の基本となるものでもある。実際の運用に当たっては昭和55年に建設省と(社)全日本屋外広告業団体連合会が安全性審査と事故防止のための指導指針として作成した屋外広告物安全基準(案)が参考になる。

《 屋外広告物安全基準(案) 》

第1条 趣旨

この基準は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定にする屋外広告物又は広告板、広告塔等の専ら屋外広告物を掲出するための物件（以下「広告物」という。）について公衆に対する危害の防止を図るため必要とされる一般的、技術的基準を定めるものとする。

第2条 適用の範囲

この基準は、次に掲げる広告物については適用しない。

- 1 はり紙、はり札、巻付広告
- 2 アドバルーン
- 3 広告幕
- 4 人、動物又は車輛、船舶等に表示される広告物
- 5 仮設広告物

第3条 構造強度

広告物は、その種類、用途、規模、構造の種別及び設置の状況に応じて、構造部材をつり合いよく有効に配置、接合して、全体がこれに作用する自重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して脱落、倒壊、飛散しないよう安全であるようにしなければならないものとする。

第4条 設計図書

広告物の設置については、原則として設計図書を作成しなければならないものとする。

第5条 構造計算

設計図書の作成に当たっては、公衆に対する危害防止のため特に必要があると認められる場合には、構造計算によってその構造が安全であることを確かめなければならないものとする。

第6条 構成材料の品質等

- 1 広告物（基礎を含む。）に使用する材料の品質は、設計強度の計算に当たって信頼できる強度を持ったものとして日本工業規格若しくは日本農林規格又はこれらと相当品でなければならないものとする。
- 2 広告物の材料は、腐食、腐朽若しくは摩損しにくいもの、又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をしたものを使用しなければならぬものとする。この場合木材については、節、腐れ、繊維の傾斜、割れ等による耐力、耐久上の欠点がないものでなければならないとする。

第7条 構成部材の接合方法

広告物を構成する各種の部材の相互の接合については、当該広告物全体の構造強度を維持するため十分配慮しなければならない。

第8条 基礎

広告物の基礎は、これに接する周囲の部分より高くして排水を良好に保つとともに、広告物に作用する応力を安全に地盤に伝え、かつ地盤の沈下又は変形に対して安全なものとしなければならない。

- 2 木材については、雨水に濡れる部分、建植の地中部分、特に地面に接し乾湿の状態が繰り返される部分について、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じてしろあり等による虫害の防止措置を講じなければならないものとする。

第9条 建築物等との緊結

建築物の屋上、屋根、壁面等に取り付ける広告物及び電柱等の工作物に取り付ける広告物については、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならないものとする。

第10条 可動広告物の危害防止措置

可動広告物については、特に風圧により容易に転倒しないようにしなければならないものとする。

第11条 工事現場の危害防止

広告物の工事の施工者は、工事の施工に伴う危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第12条 維持保全

広告物の所有者、管理者又は占有者は常にその広告物を適切に管理し、安全性の確保に努めなければならないものとする。

6 屋外広告物の許可

(許可期間及び条件)

第9条 知事は、第5条又は第6条第4項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

- 2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

- 3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第10条 第5条又は第6条第4項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(1) 許可の申請

①申請者

広告主又は広告物を掲出する物件の設置者。

※屋外広告物業者等で、当該広告物又は掲出物件の表示又は設置から維持補修及び撤去までの一連の業務を一貫して請負うなどにより、当該広告物の表示又は掲出物件の設置についての一次的な責任を負う者についても、広告物を表示する者又は掲出物件を設置する者として取り扱っても差し支えない。

②申請の場所

当該広告物が存する地域振興局。但し、2以上の地域振興局にまたがり掲出されるはり紙については、そのいずれかの地域振興局。

〔関連通達（昭和47年4月18日計第91号土木部長通達）〕

○屋外広告物（はり紙）許可申請事務の取扱いの一部変更について

このことについて、昨年（昭和46年5月13日付計第176号）にて通知した県下一円掲出のはり紙についての取扱いを許可事務の合理化と申請者に対するサービス面の向上を考慮し、下記のとおり改正し施行することとしたので事務執行に当たっては遺憾のないようよろしくお願いします。

記

1 許可対象広告物

2以上の土木事務所にまたがり掲出されるはり紙

2 許可事務を行う土木事務所の決定

1によるはり紙を掲出する箇所のうちいずれかの土木事務所

3 関係土木事務所への通知

2により許可した場合は、関係土木事務所長あて内容枚数を通知する

4 施行年月日

昭和47年4月1日

5 県下一円掲出のはり紙についての取扱い(昭和46年5月13日付計第176号土木部長名通達)は、廃止する。

(2) 許可期間

広告物は、長期間掲出すると老朽化し、あるいはたい色し、又は塗装等がはく離して景観や風致を害するものとなり、あるいは材料の腐食、ボルトのゆるみ等により倒壊、落下して公衆に危害を与えるおそれが出てくる。このため、許可広告物の現状を把握し、適切な指導をするために許可の期間を最高3年と定めている。

①許可期間の基準

広 告 物 の 種 類	許 可 期 間
建植広告（広告塔、広告板、サインポール等）、屋上広告、壁面・屋根面広告、街路灯広告、標識等利用広告、アーチ広告、塀・垣広告、突出広告、電柱等利用広告、ネオンサイン、電光掲示板等	3年以内であること。
はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕、アドバルーン（簡易広告物）	30日以内であること。

②許可期間の更新

許可期間満了の日の10日前までに更新許可申請をしなければならない。

(3) 許可の条件

許可に付ける条件としては、以下のようなものが考えられる。

ア) 破損、腐食等によって公衆に危害を与える恐れが生じたときは、直ちに補強すること。

イ) 汚染、変色又は剥離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。

ウ) 許可期間が満了したときは、速やかに撤去すること。

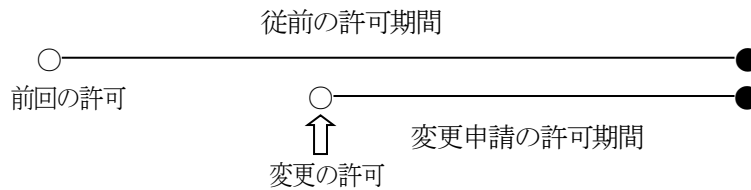
エ) 継続して掲出しようとするときは、許可期間満了の日の10日前までに更新の申請をすること。

オ) この許可はあくまで屋外広告物条例上の許可であって、他の法令等に対する適否については申請者自ら確認をとること。

(4) 変更等の許可

①許可期間

従前の許可期間による。



②手数料

面積の変更等により、従前の許可手数料よりも全体の手数料が増える場合は、その増額分を変更許可の手数料として徴収する。

③許可を要しない軽微な変更又は改造は下記のとおりである。

- ア) 形態又は構造に変更をきたさない程度の改造、補強又は修理
- イ) 表示の内容、意匠、色彩又は表示の面積を変更しない塗装替
- ウ) 掲出物件に、当該許可の期間内に同一業務に関する広告物を取り替えて表示する場合

(5) 申請書の添付書類

①許可申請

- ア) 広告物を表示、設置する場所を含む付近の見取図又はその場所を含む付近の状況がわかるカラー写真
- イ) 広告物の形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
- ウ) 広告物の意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表示したもの
- エ) 建築物を利用するものにあっては、当該建築物との関係を表示したもの
- オ) 道路又は鉄道から展望することを目的として設置する広告物にあっては、その位置から道路又は鉄道までの距離を表示したもの
- カ) 設置場所が他人（国及び地方公共団体を含む。）の所有又は管理に属するものは、その承諾を証する書類又はその写し

※はり紙、はり札、立看板その他の簡易な広告物については、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

②更新許可申請

上記①ア)～カ)の種類に加え、安全点検に関し以下の書類の提出を求める。ただし、簡易広告物及び特殊広告物を除く。

- キ) 屋外広告物安全点検結果報告書（申請前3ヵ月以内に実施した点検に限る）
- ク) 点検者が登録試験機関が行う試験に合格した者（屋外広告士）、1級又は2級建築士、屋外広告物点検技能講習会の修了者であることを証する書面の写し
- ケ) 点検後の広告物等の全景及び点検項目ごとの広告物等の状態を撮影したカラー写真
- コ) （点検の結果異常があった場合）当該異常のあった箇所の補修の前後を撮影したカラー写真

※更新の申請にあってはア) イ) エ) オ) を省略することができる。ウ) については申請前3ヵ月以内に撮影した写真に代えることができる

(6) 許可申請書の審査と許可

①一般の許可

ア) 許可事務の流れ

- (a) 申請書による書類審査を行い、広告物が設置できる場所かどうか、規則に定める規格に違反しないかどうかを確認し、また不足書類等の提出を指示する。
- (b) 手数料を算定し、収入証紙により受納する。
- (c) 他の法令の許認可の有無を調べ、必要があれば所定の手続きをとるよう説明等を行う。（特に、道路法及び建築基準法等については注意すること）
- (d) できるだけ現地調査を行い、設置場所や周囲の状況などを確認し、安全性や周囲の景観とのバラ

ンス等について必要があればすみやかに指導する。また、設置工事中であれば直ちに工事を停止させ、許可前の着工は不可である旨、申請者、施工者に周知させる。

(e)許可が適当なもの……関係書類に支障がなければ速やかに許可をする（通常2週間以内）。不足書類等があれば書類整備を急がせる。

(f)許可が不適当なもの……申請者、施工者に違反事項を通告し、計画を変更させるか、中止させる。

イ) 注意事項

(a)許可が不要なものがあるので、受付前にチェックすること。  適用除外

(b)手数料は金額が間違いないか確認のうえ消印する。

(c)広告物の設置場所が同一敷地内であり、かつ同一申請人の場合は複数の広告物を一件申請として受け付けることができる。また設置場所が異なる広告物にあっても、案内看板のような同一規模の広告板、電柱等利用広告等は設置場所を別紙に表示して一件の申請として受け付けることができる。

(d)設置場所が他人の土地、建物等である場合には、その所有者の承諾書をとること。

(e)景観協議が必要な申請については、「熊本県屋外広告物条例に基づく許可申請に係る指導等事務処理要領」を確認のうえ、協議を行うこと。

②簡易広告物の許可

(a)簡易広告物は原則として即日許可する。

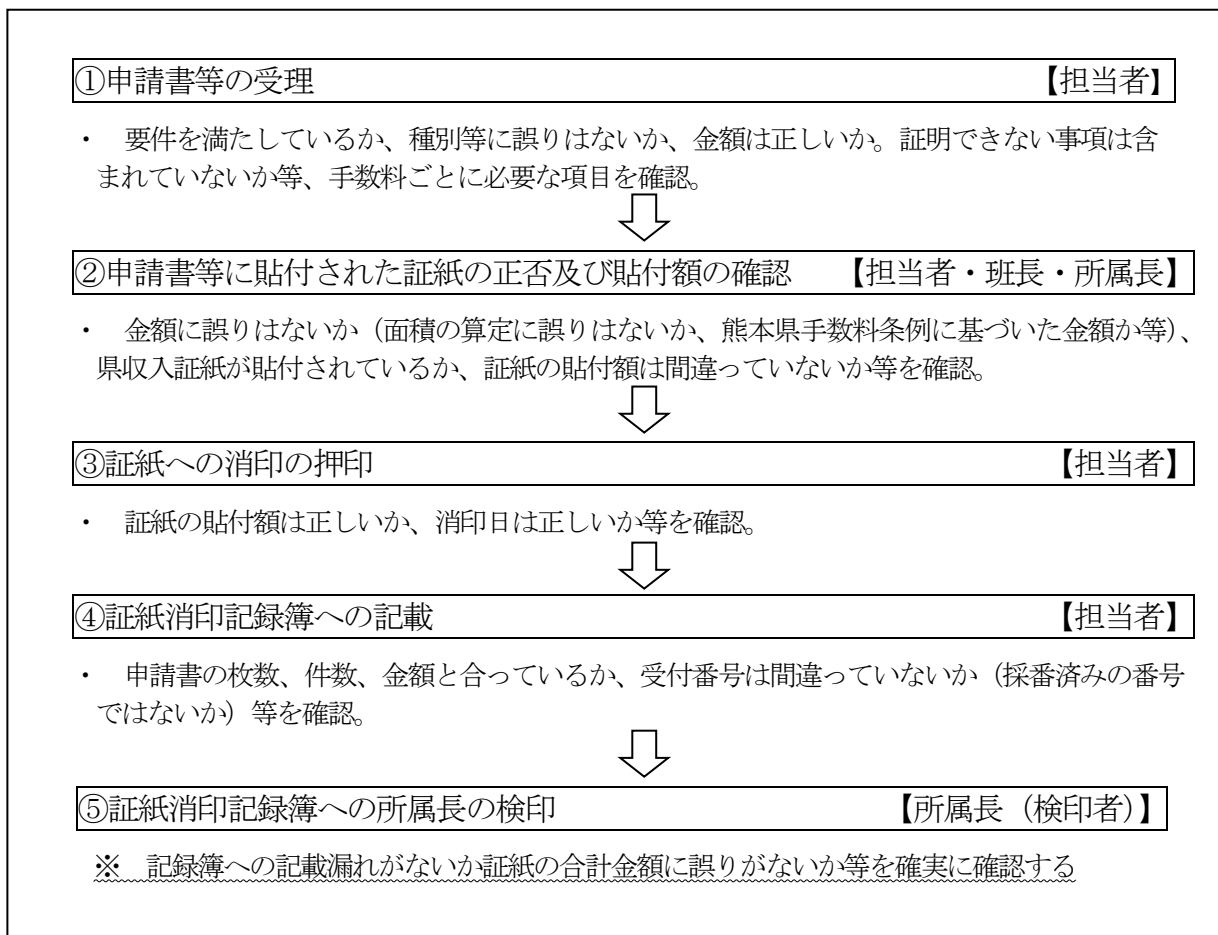
(b)書類による審査を行い、規則に定める規格に違反しないかどうかを確認する（はり紙はできるだけ現物で確認する）。

(c)数量を確認し、手数料を受納する。

(d)法、条例等に違反しない旨、違反があった場合は除却されることについて異議を唱えない旨を記した誓約書をとること。

(e)はり紙については、枚数をチェックし、打刻印または検印をする。

《収入証紙事務処理フロー図》



(7) 届出の受理

- ・届出に対しては内容を確認し、掲出について問題がないと判断したうえで受理する。
- ・表示期間、表示責任者、連絡先が広告物に明記してあれば広告物への検印の必要はない。

7 許可の基準

(許可の基準)

第11条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、熊本県景観・屋外広告物審議会(第27条において「審議会」という。)の議を経て、許可をすることができる。

(1) 共通基準

①第1種、第2種、第3種禁止地域にあつては、露出したネオン管又は赤色のネオン管は使用しないこと。また、その他のネオン管を使用する場合は、その光源が点滅しないこと。

○露出したネオン管

ネオン管自体がむき出しになっている状態。亚克力板等で覆いをしてあるものはこれにあたらな

い。

○赤色のネオン管

赤色の発光ダイオードも赤色のネオン管と同様に取り扱う。

②第1種、第2種、第3種禁止地域にあつては、蛍光塗料は原則として使用しないこと。

③第1種、第2種禁止地域にあつては、原則として地色に赤・黄色を使用しないこと。

④電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。

⑤熊本県景観計画又は市町村が定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のうち屋外広告物に関する事項(※)を満たしていること。

※ただし、市町村の場合、知事が特に必要と認めて別に定めるもの(告示)

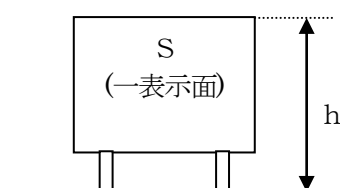
⑥周囲の建築物等の状況により景観への配慮が特に必要な場所にあつては、その周囲の建築物等及び景観と調和したものであること。

⑦高さが4mを超える屋外広告物については、建築基準法に基づく建築確認が必要。

(2) 広告物の種類ごとの基準(個別基準)

《以下の例においては、Sは面積を示すものとする》

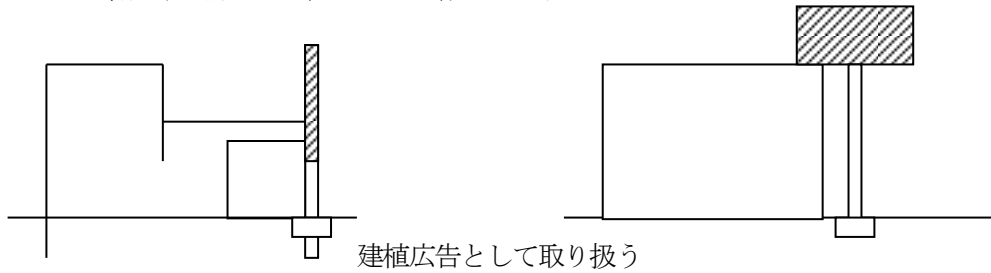
①建植広告(広告塔、広告板、サインポールの類)



第1種禁止地域	$S \leq 5 \text{ m}^2, h \leq 5 \text{ m}$
第2種禁止地域	$S \leq 15 \text{ m}^2 (h \leq 5 \text{ m} \text{ のもの})$
第3種禁止地域	$S \leq 10 \text{ m}^2 (5 < h \leq 10 \text{ m} \text{ のもの})$
第1種許可地域	$h \leq 10 \text{ m}$
第2種許可地域	$S \leq 20 \text{ m}^2 (h \leq 5 \text{ m} \text{ のもの})$ $S \leq 15 \text{ m}^2 (5 < h \leq 13 \text{ m} \text{ のもの})$ $h \leq 13 \text{ m}$
第4種禁止地域	$S \leq 30 \text{ m}^2 (h \leq 5 \text{ m} \text{ のもの})$
第3種許可地域	$S \leq 20 \text{ m}^2 (5 < h \leq 15 \text{ m} \text{ のもの})$ $h \leq 15 \text{ m}$

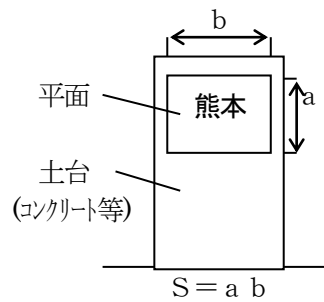
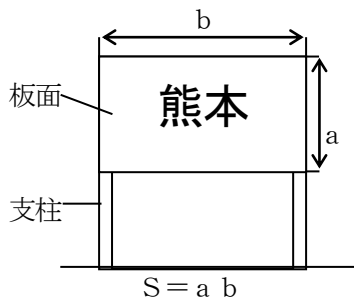
ア) 建植広告の定義

建築物等と構造上別個独立して存立が可能なもの

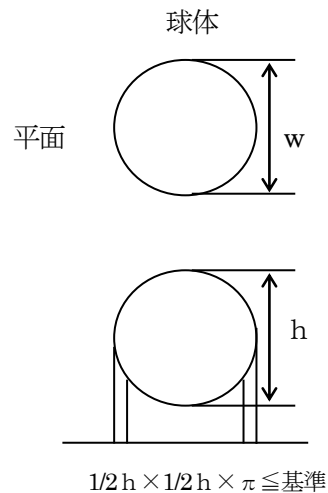
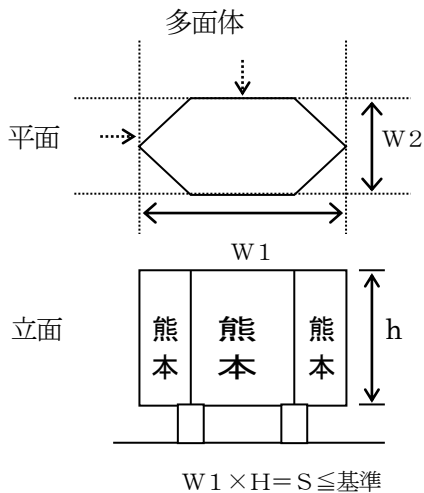


イ) 表示面積

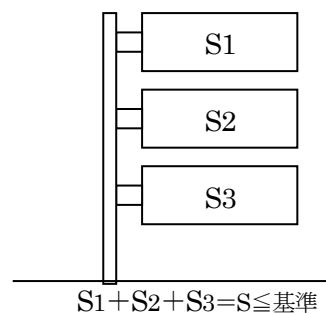
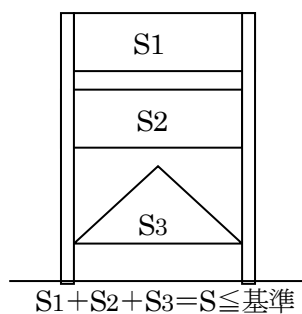
(a)表示面積とは、広告物の表示が可能な部分の面積をいう。



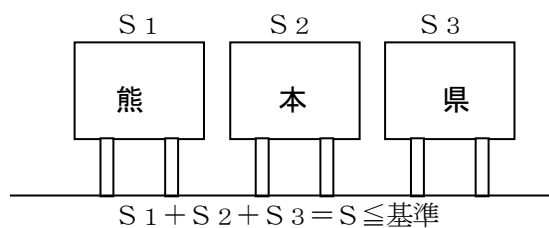
(b)一表示面とは一方向から見える広告物の投影面積をいう。最大の面積が基準以内でなければならない。



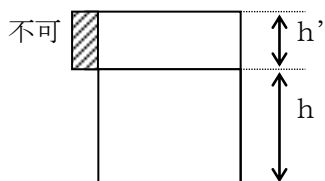
(c)数個の表示面を有するものは、それぞれの表示面積の合計を当該建植広告の表示面積とする。



- (d) 2個以上の独立の広告により、一体的な表示をする広告物については、個々の表示面積の合計を1個の建植広告の表示面積とする。



②屋上広告

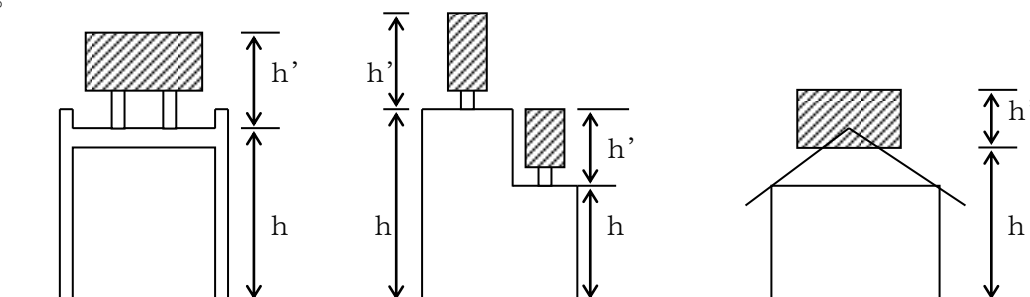


第1種禁止地域	禁止
第2種禁止地域	$h + h' \leq 33\text{m}$ $h' \leq 1/5 h$
第3種禁止地域 第1種許可地域 第2種許可地域	$h + h' \leq 52\text{m}$ $h' \leq 1/3 h$
第4種禁止地域 第3種許可地域	$h + h' \leq 52\text{m}$ $h' \leq 1/2 h$

共通基準 1. 建築物の壁面の真上垂直面から突き出して設置しないこと。

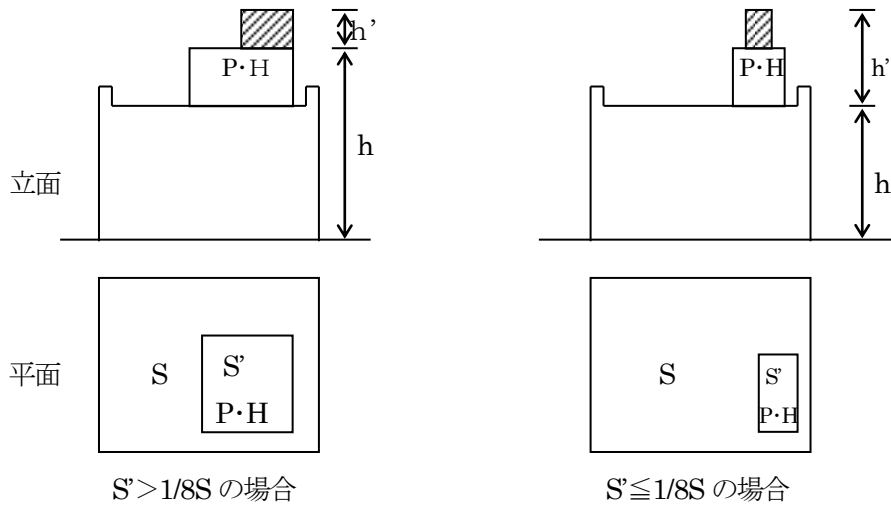
ア) 設置する箇所までの高さ

- (a) 設置する箇所の高さとは、広告物の表示部分の高さではなく、当該広告物を設置するための支柱、工作物等の設置部分をいい、広告物の高さとは、その設置部分から広告物の上端までの高さをいう。



(b) ペントハウスの取扱い

建築物の階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物（ペントハウス）の上に設置する広告物については、屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合は、屋上構造物は建築物の一部とし、広告物の高さには算入しない。



(c) 高低差のある地盤面の算出方法

建築物の接する周囲の地盤面に高低差がある場合には、建築基準法の平均地盤面の算出方法を準用する。

③壁面広告

	第1種禁止地域	$S' \leq 1/5 S$	S = 表示される壁面の面積 S' = 広告物の表示面積
	第2種禁止地域	$S' \leq 1/3 S$	
	第3種禁止地域		
	第4種禁止地域 許可地域	$S' \leq 1/2 S$	

共通基準

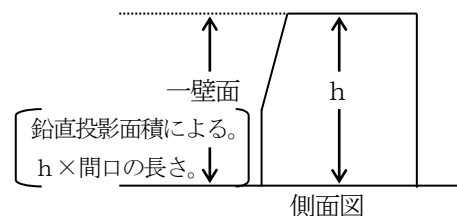
1. 壁面内で表示し、又は設置すること。
 2. 窓又は開口部をふさいで表示し又は設置しないこと。
- ただし、広告幕についてはこの限りではない。

ア) 表示される壁面の考え方

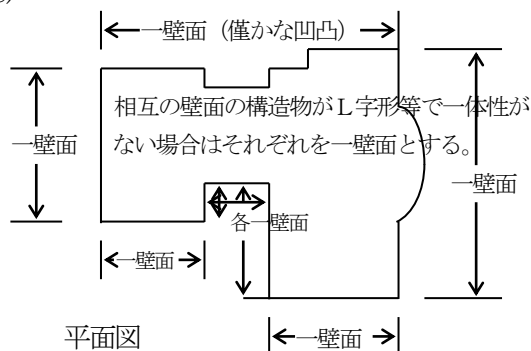
(a)



(b)



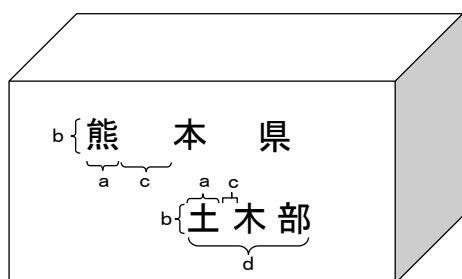
(C)



イ) 広告物の表示面積

取付文字、書き文字のように独立した広告板となっていないものについては、連続した1個の表示部分を表示面積とする。ただし、取付文字等の大きさ以上に文字間隔のある場合は、個々の文字部分を長方形とした広告板とする。

【取付文字・書き文字】



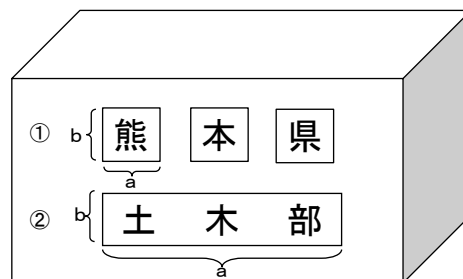
① $c \geq a$ の場合

$$S = a \times b \times 3$$

② $c < a$ の場合

$$S = d \times b$$

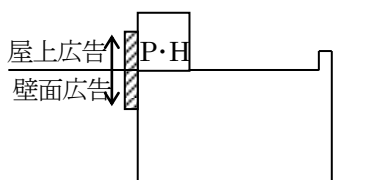
【独立した広告板】



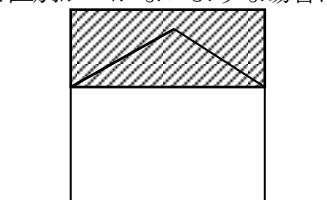
① の場合 $S = a \times b \times 3$

② の場合 $S = a \times b$

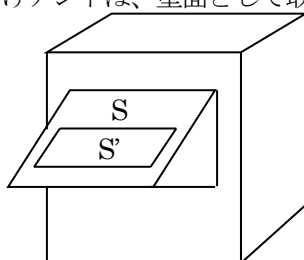
ウ) 建築物の壁面と屋上構造物の面が同一平面で両方にまたがって広告物を表示する場合は、建築物の梁の下部までを壁面広告とし、上部を屋上広告として取り扱う。



エ) 三角屋根を覆って設置されるパラペット等に表示される広告物は、前後及び左右から見て外見上壁面と区別がつかないような場合は、壁面広告として取り扱う。

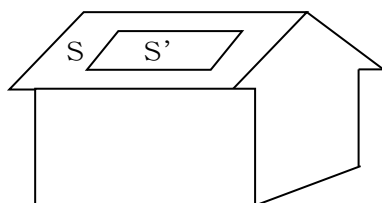


オ) 日よけテントは、壁面として取り扱う



一壁面はテントの部分

④屋根面広告



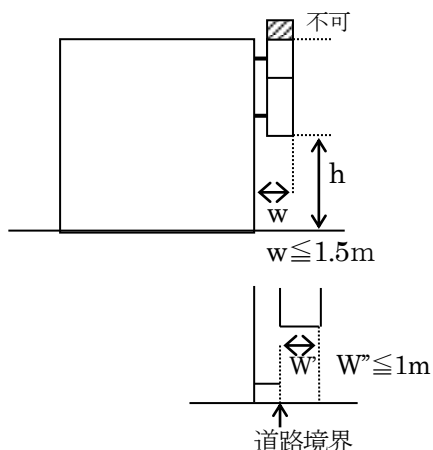
Sは表示面を含む屋根面の全体面積

第1禁止地域	禁 止
第2禁止地域	
第3禁止地域	
第4禁止地域 許可地域	$S' \leq 1/2 S$

共通基準

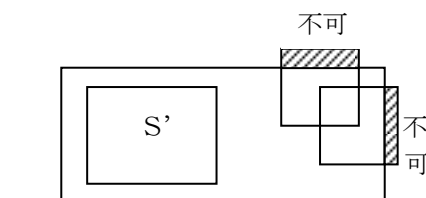
1. 屋根面内で表示し、又は設置すること。
2. 窓又は開口部をふさいで表示し又は設置しないこと。

⑤突出広告



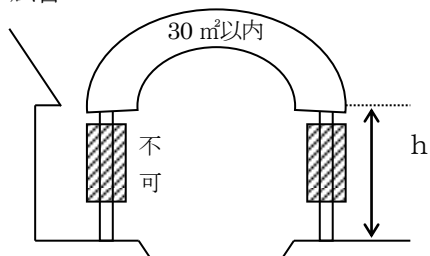
1. $W \leq 1.5m$
(ただし道路上に突き出す場合は、
道路境界線から1m以内)
2. $h \geq 2.5m$ (歩道上)
 $h \geq 4.5m$ (歩車道の区別のない道路又は車道上)
3. 広告物の上端が壁面の上端を越えないこと。
4. 同一壁面については突出広告は二列までとし、
その突出幅は同一であること。

⑥塀・垣広告



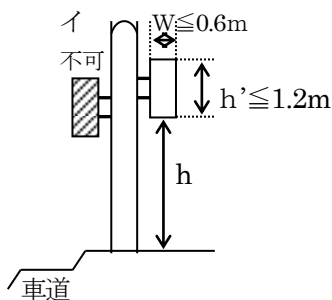
1. $S' \leq 1/2 S$
2. 塀、垣の上端及び側端から突き出させないこと。
3. 同一の塀、垣への表示は3個以下であること。

⑦アーチ広告

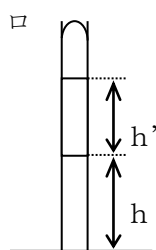


1. 1面の表示面積は、30 m²以内
 2. $h \geq 2.5m$ (歩道上)
 $h \geq 4.5m$ (歩車道の区別のない道路又は車道上)
 3. 支柱への表示は禁止する。
- ※第1、第2、第3禁止地域は掲出できない

⑧電柱等利用広告



共通 地色に赤及び黄色は使用しないこと。



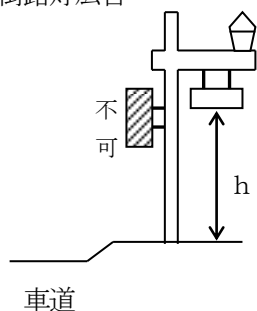
イ. 突出広告

1. 電柱 1 本につき突出広告各 1 個とする。
2. $h' \leq 1.2\text{m}$
 $w \leq 0.6\text{m}$
3. $h \geq 2.5\text{m}$ (歩道上)
 $h \geq 4.5\text{m}$ (歩車道の区別のない道路又は車道上)
4. 原則として道路中央側に取り付けない。

ロ. 巻付広告

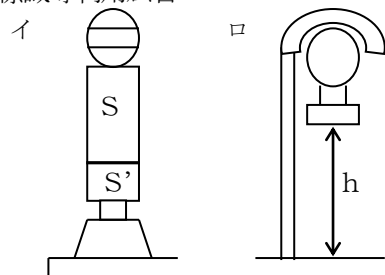
1. $h \geq 1.2\text{m}$ $h' \leq 1.8\text{m}$

⑨街路灯広告



1. 街路灯 1 本に 1 個限りとし、巻付広告、直塗広告は禁止する。
2. 1 面の表示は、たて 0.3m、横 0.6m 以下とし、規格を統一すること。
3. $h \geq 2.5\text{m}$ (歩道上)
 $h \geq 4.5\text{m}$ (歩車道の区別のない道路又は車道上)
4. 原則として道路中央側に取り付けないこと。
5. 商店街、自治会、町内会等が表示し、又は設置する広告物であること。
6. 地色には、赤色及び黄色は使用しないこと。

⑩標識等利用広告



※禁止地域には表示又は設置できない。

イ. バス停留所標識

1. $S' \leq 1/3 S$
2. 車両の進行してくる方向から展望できない面に表示するものであること。
3. 地色に赤色及び黄色は使用しないこと。

ロ. 消火栓標識

1. 表示面はたて 0.3m、横 0.8m 以下であること。
2. $h \geq 2.5\text{m}$ (歩道上)
 $h \geq 4.5\text{m}$ (歩車道の区別のない道路又は車道上)
3. 地色には、赤色及び黄色は使用しないこと。

⑪簡易広告、特殊広告

簡易広告	はり紙	すべての規制地域	表示面積が 1 m ² 以内であること。
	はり札	すべての規制地域	表示面積が 1 m ² 以内であること。
	立看板	すべての規制地域	幅 1m 以下、長さ 2m 以下とし、脚の長さは 0.5m 以下とする。
	広告旗	すべての規制地域	1 面の表示面積が 2 m ² 以内であること。
	広告幕	すべての規制地域	イ 建物その他物件の壁面を利用して表示する場合は幅が 1.8m 以下で、かつ、長さが 20m 以下であること。 ロ 道路を横断する場合は、道路面から広告物下端までの高さは、歩道上では 2.5m 以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では 4.5m 以上とする。
特殊広告	アドバルーン	すべての規制地域	イ 高さは、取付け位置から 50m 以下とする。
			ロ 広告物の幅は 1.8m 以下で、かつ、長さは 20m 以下であること。

(3) 基準外許可（審議会審議事項）

知事が特にやむを得ないと認めるものは、おおむね以下のような場合が考えられる。

- ① 公共的要請が強いもの（例：交通事故防止のために特に分かりやすく表示するもの等）
- ② 既存の個別基準等では判断しにくい形態のもの
- ③ 景観の形成に寄与するもの

8 許可申請手数料

(1) 手数料の事務取扱い

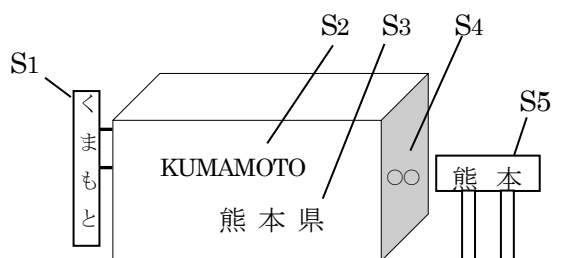
① 手数料は熊本県収入証紙により納入する。

② 2以上の広告物が同一申請でなされる場合

※同一申請者が、同一敷地内に設置する場合に限る。（但し、同一敷地内でなくても、規格等が同一の広告物を多数掲出する場合等はこの限りではない。例、電柱広告等）

（徴収すべき手数料の金額）

- (a) それぞれの広告物について徴収すべき金額を算定し、これらを合算した金額とする。
- (b) 壁面広告等、建築物を利用するものは、広告物の種類ごとに徴収すべき金額を算定し、これらを合算した金額とする。



S1 に該当する手数料 a 円
S2+S3 に該当する手数料 b 円（注）
S4 に該当する手数料 c 円
S5 に該当する手数料 d 円
手数料計：a+b+c+d 円

（注）建築物の同一の壁面に複数の広告物が表示されている場合は、面積を合算し徴収すべき手数料の金額を算定する。



（注）同一の壁面に照明有りと照明無しの広告物がある場合は、照明の有無毎に面積を合算し、徴収すべき手数料の金額を算定する。

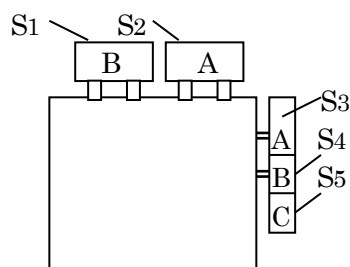
S1 が照明有り、S2 が照明無しの場合

S1（照明有り）に該当する手数料 a 円

S2（照明無し）に該当する手数料 b 円

手数料計：a+b 円

③ テナント等掲出者が違う集合広告物について、そのうちの1人が申請してきた場合は、当該申請者の表示部分についてのみ許可をし、手数料を算定する。ただし、許可基準は集合体である1個の広告物について判断するので注意すること。



A の申請の場合

S2 に該当する手数料 a 円

S3 に該当する手数料 b 円

手数料計：a+b 円

④ 30㎡以上の手数料の算定方法

〈例〉照明無しの場合

30.0㎡は6,000円+0×300円=6,000円と考える。

30.1㎡は6,000円+1×300円=6,300円と考える。

31.0㎡は6,000円+1×300円=6,300円と考える。

31.1㎡は6,000円+2×300円=6,600円と考える。

⑤電柱等利用広告

巻付け広告の許可手数料は、電柱1本に表示内容が異なる表示をする場合又は1面の表示をする場合は1個として算出する。但し、電柱1本に2面の同一の表示内容の表示をする場合には2面を1個として算出する。

⑥禁止地域における自家用広告物の許可においては、事業所内のすべての表示面積について算定する。

〔関連通達〕（昭和53年3月17日付け計第1423号土木部長通達）

○屋外広告物の表示面積等の取扱いについて

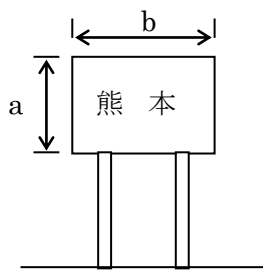
熊本県屋外広告物条例第6条の適用除外の基準による許可の基準の面積算定について、土木事務所において、その取扱いに統一を欠いているので、次のとおり統一して執行されるよう通知します。

記

屋外広告物条例第6条第4項に基づき表示し、又は設置する場合の屋外広告物許可申請手数料の算定となる表示面積については、許可を要しない自家用広告についての表示面積を控除することなく全面積を算定すること。

(2) 手数料の面積の算定方法

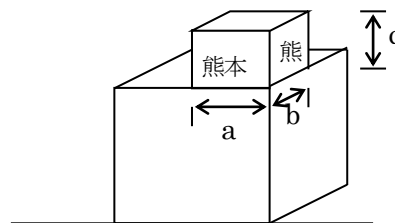
①広告物が独立性をもった工作物であるものは、その工作物の面積について算定する。



(両面表示)

$$S = a \times b \times 2$$

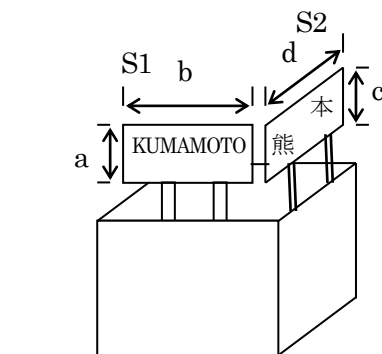
Sに該当する手数料



(4面表示)

$$S = a \times c \times 2 + b \times c \times 2$$

Sに該当する手数料



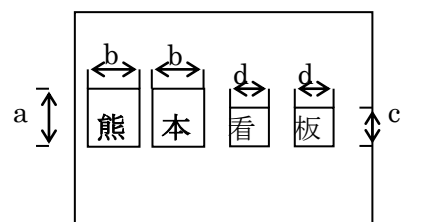
(片面表示)

$$S1 = a \times b \quad S1 \text{ に該当する手数料 } a \text{ 円}$$

$$S2 = c \times d \quad S2 \text{ に該当する手数料 } b \text{ 円}$$

手数料 : $a + b$

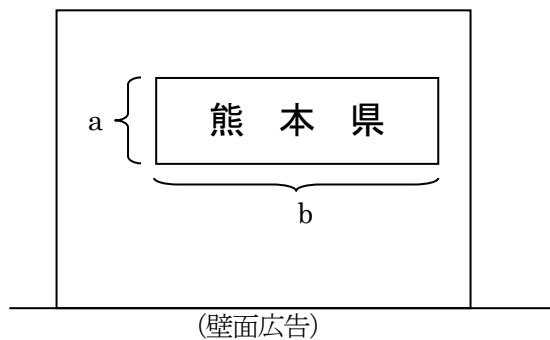
※それぞれの面積に該当する手数料を合算



(壁面広告)

$$S = a \times b \times 2 + c \times d \times 2$$

Sに該当する手数料



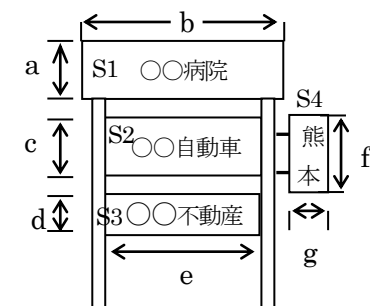
$$S = a \times b$$

S に該当する手数料

※壁面に広告板が設置してる場合は、文字の間隔に関係なく、広告板の面積で手数料を算定

(壁面広告)

②建植広告に数個の表示面がある場合は、表示面積の合計を徴収すべき金額として算定する。



$$S1 = a \times b \times 2$$

$$S2 = c \times e \times 2$$

$$S3 = d \times e \times 2$$

$$S4 = f \times g \times 2$$

$$S = S1 + S2 + S3 + S4$$

S に該当する手数料

(両面表示)

※各広告物で申請者が異なる場合は、申請者毎の表示面積の合計を徴収すべき金額として算定する。

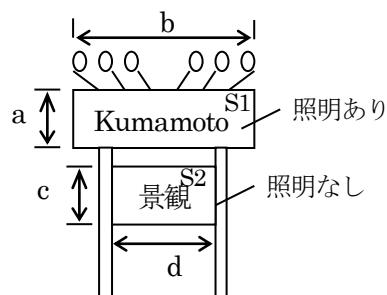
ただし、許可基準は、集合体である一個の掲出物件について判断するので注意すること。

S1 と S2 が同一の申請者 (A) S1+S2 に該当する手数料 →申請者 A に係る手数料

S3 と S4 が同一の申請者 (B) S3+S4 に該当する手数料 →申請者 B に係る手数料

許可基準は S1+S2+S3+S4 で判断する。

③建植広告物に照明がある部分とない部分がある場合は、照明がある部分と無い部分に分けて算定する。



$$S1 = a \times b \times 2$$

$$S2 = c \times d \times 2$$

S1 に該当する手数料 (照明あり) a 円

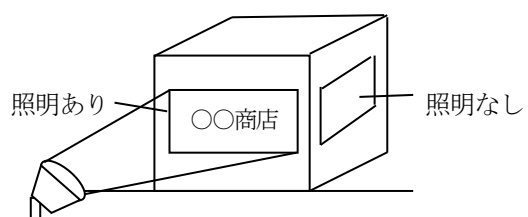
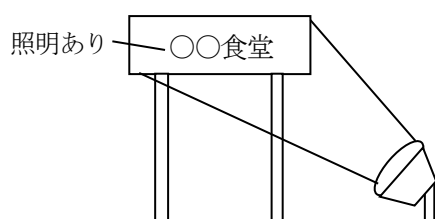
S2 に該当する手数料 (照明なし) b 円

手数料 : a+b

※面積を合算せず、それぞれの面積に該当する手数料

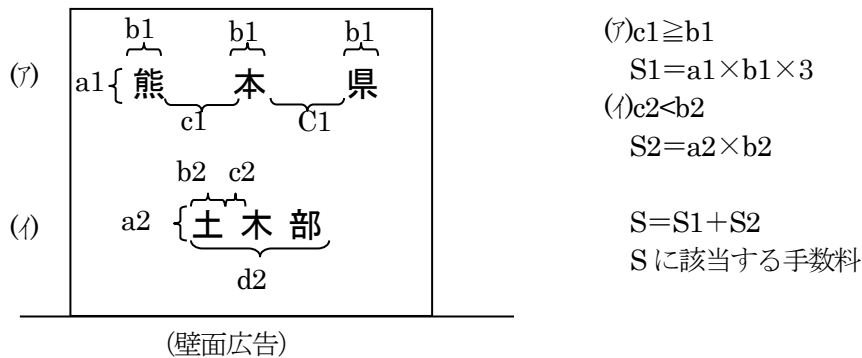
(両面表示)

※広告物に付着していないが、照明で照らされた広告物については、照明がある広告物として徴収すべき手数料の金額を算定する。

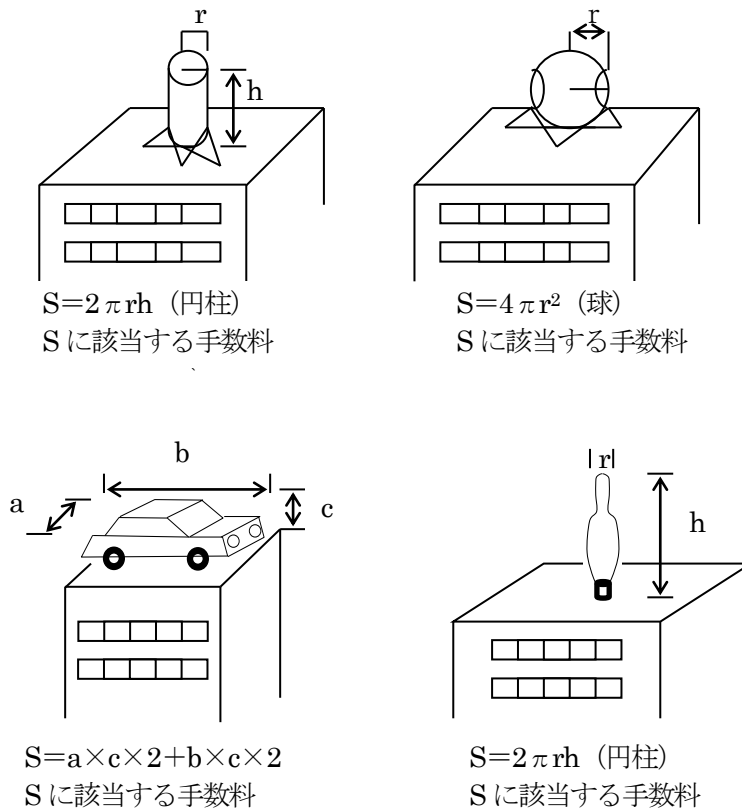


④壁面の取付文字、又は壁面に直に表示する広告物は、原則として全体を表示面積とする。但し1文字の大きさに以上文字間隔のある場合は、個々の文字部分の長方形の文字数とする。

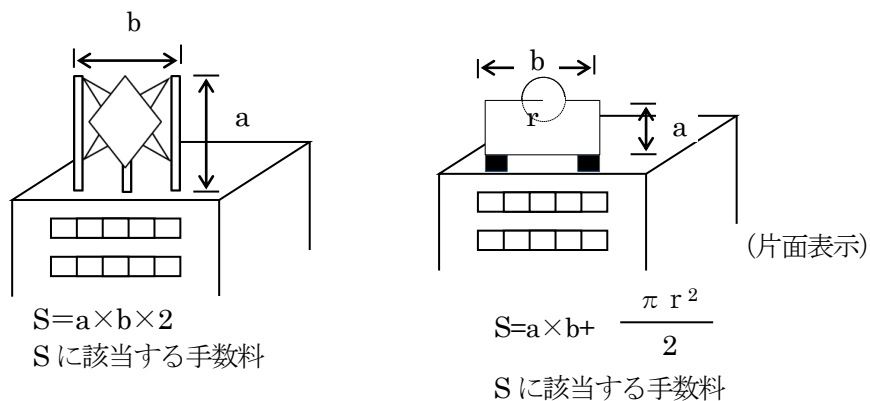
(許可基準の面積の算定の場合と同じ)



⑤面積はできるだけ正確に算定することを要するが、複雑な形態の広告物の場合においては、全体を単純な幾何学形状（長方形、三角形、円形等）としてその面積を算定する。

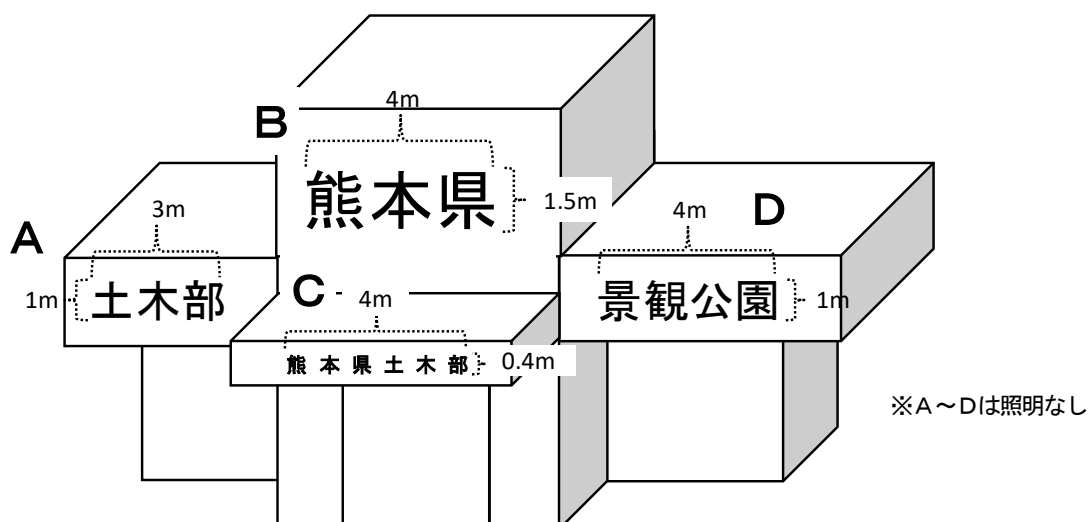


※造形物等で幾何学形となっていないものは最大長を結び四角柱等とする。



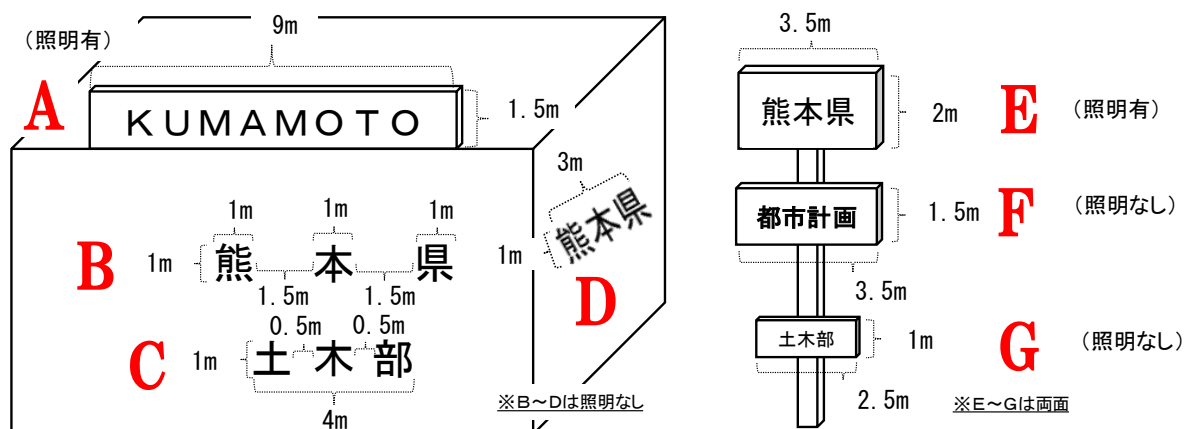
※変形の広告表示面積の算定は最大長を結ぶ長方形もしくは他の簡単な幾何学形状として算定する。

手数料算定例①



(面積)		(手数料)	
A	$1\text{m} \times 3\text{m} = 3\text{m}^2$	A	900円
B	$1.5\text{m} \times 4\text{m} = 6\text{m}^2$	B	1,600円
C	$0.4\text{m} \times 4\text{m} = 1.6\text{m}^2$	C	600円
D	$1\text{m} \times 4\text{m} = 4\text{m}^2$	D	900円
		計4,000円	

手数料算定例②



(面積)		(手数料)	
A	$1.5\text{m} \times 9\text{m} = 13.5\text{m}^2$	A	6,600円
B	$1\text{m} \times 1\text{m} \times 3\text{枚} = 3\text{m}^2$	B+C	$3\text{m}^2 + 4\text{m}^2 = 7\text{m}^2$ 1,600円
C	$1\text{m} \times 4\text{m} = 4\text{m}^2$	D	900円
D	$1\text{m} \times 3\text{m} = 3\text{m}^2$	E	6,600円
E	$2\text{m} \times 3.5\text{m} \times 2\text{枚} = 14\text{m}^2$	F+G	$10.5\text{m}^2 + 5\text{m}^2 = 15.5\text{m}^2$ 3,300円
F	$1.5\text{m} \times 3.5\text{m} \times 2\text{枚} = 10.5\text{m}^2$		
G	$1\text{m} \times 2.5\text{m} \times 2\text{枚} = 5\text{m}^2$		
		計19,000円	

9 管理及び点検

(管理義務)

第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は当該掲出物件を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件についてはこの限りでない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、前項の管理する者は、法第10条第2項第3号イの登録試験機関(第13条の2第1項及び第23条第1項において「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者でなければならない。

(点検義務)

第13条の2 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷等の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 第5条又は第6条第4項の規定による許可を受けた者は、第9条第3項の規定により許可の期間の更新を申請する場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により提出された点検の結果において当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等に劣化、損傷等の異常があり、かつ、当該異常について改善が図られていないと認めるときは、許可の期間を更新してはならない。

(1) 管理義務

①管理義務者

- ア) 広告物の表示者
- イ) 掲出物件の設置者
- ウ) 広告物又は掲出物件の管理者
- エ) 広告物又は掲出物件の所有者
- オ) 広告物又は掲出物件の占有者
- ※それぞれが重複する場合あり

②管理者の設置

- ア) 管理者の設置が必要
「はり紙」以外の広告物又は掲出物件
- イ) 有資格者による管理が必要
屋上広告、突出広告及びアーチ広告のうち1表示面積が10平方メートルを超えるもの
※有資格者…屋外広告士、1級又は2級建築士、屋外広告業の登録を受けた者

(2) 点検義務

①点検義務者

広告物又は掲出物件の所有者及び占有者

②点検の対象

「簡易広告」及び「特殊広告」を除くすべての広告物又は掲出物件(※)

※ただし、下記については点検の対象外とできる。

- ・法令の規定により定期的な点検が定められているもの
(例) 道路法又は道路交通法に規定される道路標識等、消防法に規定される標識等
- ・壁面への書き文字等で落下事故等の恐れがないもの

③有資格者

- ア) 屋外広告士
- イ) 1級及び2級建築士
- ウ) 屋外広告物点検技能講習会の修了者

④点検の方法

- ・原則として、目視、打診等により、異常の有無を確認させること。
- ・少なくとも更新許可時（通常3年に1回）には点検が必要であるが、事故が起きないように定期的に劣化、損傷等の状況に応じた点検を実施させること。

《参考》

- ・屋外広告物の安全点検に関する指針（案）（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- ・オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック（屋外広告物適正化推進委員会）
- ・屋外広告物点検基準（案）（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人全日本ネオン協会、一般社団法人サインの森）

⑤点検の項目

ア) 上部構造・基礎部

- ・上部構造の全体の傾斜、ぐらつき
- ・基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
- ・鉄骨のさび発生、塗装の老朽化

イ) 支持部

- ・鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
- ・鉄骨接続部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落

ウ) 取付部

- ・アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
- ・溶接部の劣化、コーキングの劣化等
- ・取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常

エ) 広告板

- ・表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
- ・側板、表示面板押さえの腐食、破損、変形、ビス等の欠損
- ・広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり

オ) 照明装置

- ・照明装置不点灯、不発光
- ・照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
- ・周辺機器の劣化、破損

カ) その他

- ・付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損
- ・避雷針の腐食、損傷

10 屋外広告物の除却

（除却の義務）

第14条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第15条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は当該掲出物件を除却しなければならない。第7条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を届けなければならない。

許可期間が満了した広告物、許可が取り消された広告物等については、遅滞なく当該広告物とその掲出物件の除却を行い、除却した場合には届出が必要。

なお、屋外広告物の許可は、広告物の表示又は掲出物件に対して行っていることから、建物等の壁面に直接表示した広告を白塗り等でなくした場合は除却とみなすが、建植広告等の広告物の表示面を白塗りにし、掲出する物件（板面等）が残っている場合は除却とはみなさない。

11 違反に対する措置

(許可の取消し)

第15条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 第9条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第10条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第10条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置)

第16条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、当該広告物又は掲出物件の表示又は設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定めて、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命じることができる。

- 2 知事は前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までに除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、知事の命じた者又は委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(1) 措置命令

屋外広告物条例の規定又は許可等の条件に違反した広告物又は掲出物件に対しては、措置命令を発することができる。

①命令の相手方

措置命令の相手方は、広告物の表示、掲出物件の設置者及び管理者

②措置命令ができる場合

- ア) 禁止地域等の規定に違反しているとき。
- イ) 禁止物件の規定に違反しているとき。
- ウ) 許可地域等の規定に違反しているとき。
- エ) 禁止広告物の規定に違反しているとき。
- オ) 変更等の許可の規定に違反しているとき。
- カ) 許可等の表示の規定に違反しているとき。
- キ) 管理義務の規定に違反しているとき。
- ク) 除却義務に違反しているとき。
- ケ) 管理者の設置の規定に違反しているとき。
- コ) 管理者等の届出の規定に違反しているとき。
- サ) 許可等に付せられた条件に違反したとき。

(注1)許可の取消し、措置命令あるいは除却命令を行う場合は、事前に違反広告物の掲出者に対して、口頭あるいは通知書等により、十分指導を行うこと。

(注2)指導状況については、必ず記録をとっておくこと。

(注3)措置命令、除却命令については、条例における最終的な命令であると考えられるので、その発令に際して慎重を期すること。

(2) 簡易除却

《屋外広告物法》
(違反に対する措置)

第7条

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条 から第六条 までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
- 一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- 二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

定義

①はり札等

容易に取り外すことができる状態で工作物などに取り付けられているはり札その他これに類する広告物。概ね、ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものをはり、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接塗装・印刷をして、工作物等にひも、針金等でつるし、又はくくりつける等容易に取り外すことができる状態で取り付けられているようなもの。

②広告旗

広告の用に供するいわゆるのぼり旗で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物に取り付けられているもの。また、これを支える台についても、容易に移動させ、又は取り外すことができるものについても対象となる、

③立看板等

容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件。

- ・木、ビニールパイプなどの枠に紙張り等をした立看板
- ・ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものを張り、又は直接塗装、印刷した立看板
- ・立看板に類似の形状で、屋外広告物となるパンフレットやチラシ等を掲出する物件
- ・いわゆるベンチに直接塗装、印刷する等により広告物を表示した掲出物件

④管理されずに放置されている

「管理されずに放置されている」とは、補修その他必要な管理をなさず、良好な状態に保持されていない場合又は違反を発見し、除却すべき旨を通告したにもかかわらず、除却に必要と認められる期間（通常5日間程度）を経過した後もそのまま放置されている場合。